

(公印省略)

国海安第107号  
令和2年12月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
峰本 健正

船舶検査心得の一部改正について

標記について、「危険物船舶運送及び貯蔵規則及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の船舶検査心得」の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則及び  
5-2 船舶による運送基準等を定める告示等の一部改正について

1. 背景

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）、同条約に基づく「国際海上危険物規程」（以下「IMDGコード」という。）等により、国際的な基準が定められているところ、我が国においては、それら国際的な基準を「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（以下「危規則」という。）、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」（以下「危告示」という。）及び「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」（以下「放告示」という。）に取り入れて安全規制を実施している。

本年11月に開催されたIMOの第102回海上安全委員会において、IMDGコードの改正案が採択され、国内法令においてこの内容を取り入れること等に伴い、船舶検査心得の一部改正を行う。

2. IMDGコード改正関係

(1) 船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

① 一般危険物関係

- ◆心得 2.0.1 運送する貨物の状態を監視するデータロガーに組み込まれる危険物（リチウム電池等）が所要の要件を満足する場合、危規則が適用されない旨を追記
- ◆心得 2.0.2-4 IBC容器が大型容器又は小型容器として容器承認可能となり、大型容器又は小型容器として要件を満足する際のIBC容器の解釈を追記

② 放射性関係

- ◆心得 17.1.6 大型の表面汚染物であって容器に収納できないもの（以下「SCO-III」という。）の適合基準取り入れに伴う、名称の追記
- ◆心得 86.0 放射性輸送物に係る技術上の基準について、経年変化を考慮することが規定されたことによる「放射性輸送物設計承認申請書」様式への追記
- ◆心得 99.1 危規則第101条の外板等に係る線量測定等の削除及び同規則第99条に規定する運送の安全の確認等の対象にSCO-IIIが追記されたことによる様式の変更
- ◆心得 101.0 危規則第101条の外板等に係る線量測定等の削除に伴い、記載を削除する。

◆心得 107.1.3 危規則第101条の外板等に係る線量測定等の削除に伴い、同規定に係る項目の変更

(2) 船舶検査心得 5-2 船舶による運送基準等を定める告示

① 一般危険物関係

◆心得 7-7 船内における危険物の充てん等の禁止に関する解釈を追記

◆心得 17-2.0.1 船舶に積載する火薬類と一定距離離す必要がある「居住区域」、「救命設備」について解釈を追記

◆心得 25-4.3 小型容器等が複数の承認を受ける場合の例示を追記

◆その他所要の改正

3. その他

(1) 船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

◆心得 87.1 令和元年9月1日より「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改題されたことに伴う改正

◆心得 96.0 IAEA核物質及び原子力施設の防護に関する勧告  
(INFCIRC/225/Rev. 5) の取り入れに伴う改正。

◆その他所要の改正

(2) 船舶検査心得 5-2 船舶による運送基準等を定める告示

◆心得別表第9 船長の許可を受けて持ち込むことができる危険物として追加された「喫煙用ガスライター又はこれに準ずるもの」に関する解釈を追記

◆心得別表第17 常用危険物として追加された「薬剤（硫黄酸化物放出低減装置に使用するもの）」に関する解釈を追記

【問い合わせ先】

海事局 検査測度課 危険物輸送対策室

代表 03-5253-8111 (FAX 03-5253-1644)

◆ 危規則（一般危険物関係）：担当 神崎（内線 44-175）

（放射性関係）：担当 岡（内線 44-176）

◆ 危告示（一般危険物関係）：担当 神崎（内線 44-175）

◆ その他：岡（内線 44-176）又は神崎（内線 44-175）